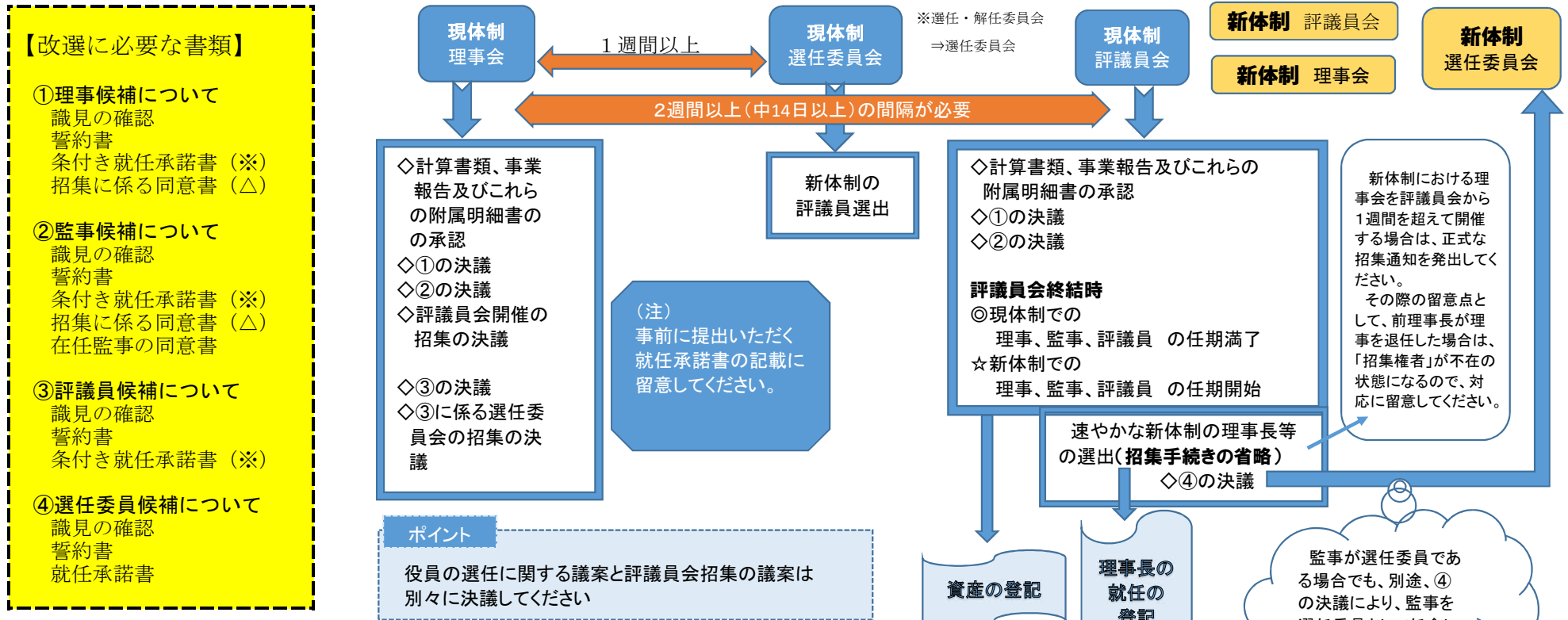


役員等一斉改選における留意事項

- 役員等に就任する者（候補者）については、各候補者との特殊関係の有無を確認する必要があることから、各候補者の顔ぶれがそろった段階で、各候補者に特殊関係の該当について確認していただき、誓約書を事前に提出していただくことが必要になります。
- このため、役員等の改選については、特殊関係の変更等がありうることを考慮して、定時評議員会開催前の1ヶ月以内に下図のような流れで行うことが 適当と考えています。（あまり早い時期に次期役員等を決定した場合は、各役員の意識の中に、職務遂行に対する意欲が低下する恐れが心配されます。）

- ・（資格等に係る）誓約書：欠格事項等に該当しない旨の契約書
- ・条件付き就任承諾書（注）：選任された場合という条件を付した就任承諾書（就任することが確実であることを事前に確認することは重要）
- ・新理事会招集に係る同意書：評議員会で役員として選出された後、直ちに理事長等を選出するための理事会を開催する場合に必要な  
 <選任された場合という条件を付した同意書とすることで、新体制における最初の理事会が速やかに開催できる>



※ 就任承諾書に記載する任期は、「令和□年度会計年度に関する定時評議員会の終結時から令和○年度会計年度に関する定時評議員会終結の時まで」としてください。  
 △ あて名は、理事長の個人名を入れずに、「理事長」あてにしてください。